

2020年4月22日

教え子を再び戦場に送るな



全滋賀教職員組合

発行人 澤 豊治

大津市朝日が丘1丁目11-3

教育文化会館

tel (077) 522-4965

fax (077) 522-4978

号外

UNITE!

在宅勤務の申請・報告は 必要最小限でかまいません ～感染拡大防止のためには利用しやすいことが一番です～

2020年4月17日

滋賀県教育委員会 教育長 福永 忠克 様

「緊急事態宣言」が全国に拡大されたことに伴う緊急要望書

4月16日に開かれた「新型コロナウイルス感染症対策本部」において、安倍首相は緊急事態宣言の区域を全都道府県に拡大することを表明しました。(中略) 今後、感染拡大防止のために、知事から外出自粛等の要請がなされることが予想されます。こうした事態の中で、改めて以下の点について要望します。真摯に受け止め、前向きに検討されるようお願いいたします。

記

1. 子どもの安全と居場所を確保すること。(①～⑤ 略)
2. 3月以来の休校期間措置により、長期間にわたり授業ができない状況が続いている。学習権の保障のために、以下の点に留意し必要な措置を講じること。(①～⑤ 略)
3. 教職員の服務について、以下の点について要望する。
 - ① 学校機能の維持をしつつ、感染拡大防止のため学校においても教職員の在宅勤務を推奨すること。とりわけ妊娠中の者、持病のある者、ハイリスクな家族がいる者については、特段の配慮をすること。
 - ② 休校期間中の非常勤職員の勤務については、これまで同様の対応をすること。(以下、略)

県は「在宅勤務」の積極的活用を推奨
育児・介護の必要な人は特に！

17日の通知で県は「校務運営に支障のない範囲で、積極的な活用をはかること」とします。また、妊娠中の職員や、家族等の育児・介護を行う職員については、優先的に在宅勤務が行えるよう配慮願います。」としています。

子どもの養育での特休は預け先がない場合に限定。家で子どもを見る場合は「在宅勤務」の活用で

家で子どもを見る場合は特休になっていましたが、「在宅勤務」の制度を活用できるようにするので、特休の要件は厳格化されました。保育園が休園などで預け先がない場合以外は、子どもを家で見るのは「在宅勤務」で対応することになります。

在宅勤務は勤務申請と報告は必要だが、最小限でOK
出張や復命は不要

在宅勤務はお休みではないので、当然、一定の申請や報告は必要となります。しかし、今回の措置は感染予防が第一の目的ですから、活用しやすいものでなければなりません。成果物は県に提出するものではなく、学校保管です。教材研究などは具体的成果物がない場合もあることを県教委とも確認しています。

非常勤講師の仕事は保障！

県教委とも何度も確認しています。休業中も非常勤講師の時間数が制限されることはありません。業務を行うことで報酬は通常通り支払われます！

こんなときだからこそ職場での主体的な合意形成を大切に！
管理職にはその先頭に立ちてもらおう